平成12年3月23日条例第10号

改正

平成21年3月23日条例第8号

南知多町都市計画審議会条例

南知多町都市計画審議会条例(昭和44年南知多町条例第18号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2の規定 に基づき、南知多町都市計画審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第77条の2第1項の規定に基づく事項を調査審議するため、南知多町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第3条 審議会の委員は、20名を超えない範囲で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。
 - (1) 町議会の議員
 - (2) 町農業委員会の委員
 - (3) 学識経験を有する者

(会長、副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、前条第2項第3号に掲げる者について任命された委員のうちから委員の互選により定め、副会長は同号に掲げる者について任命された委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員)

- 第5条 第3条第2項第3号に掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 公職をもって選任された委員は、その公職を離れたとき当該委員を辞したものとみなす。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

- 第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 2 臨時委員は、町長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 (会議)
- 第7条 審議会は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くこ とができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設経済部建設課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月23日条例第8号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。